

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第457号）

〔訴状部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年9月2日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、次に記載する情報については公開すべきである。その余の判断は妥当である。

- ・ 訴状の提出先たる裁判所名
- ・ 原告訴訟代理人弁護士の所属事務所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号
- ・ 「訴訟物の価額」及び「貼用印紙額」の金額

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年2月16日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時公開の〇〇新聞オンライン記事（URL略）について

- a 当該男性教諭が作成した教材全て
- b aのうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
- c 記事の〇〇年に男子生徒（当時〇〇歳）が自殺し、遺族が府に損害賠償を求めた訴訟が、〇〇高校に関するものであることが分かる資料
- d 〇〇年度の〇〇高校教員名簿（〇〇科担当者のみでよい）
- e 当該男性教諭が発令した研修内容が分かるもの
- f 当該男性教諭がcの遺族に面会した際の出張記録
- g 当該男性教諭がcの遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
- h 暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
- i 当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
- j 当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状
- k 当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
- l 遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容が分かるもの
- m 教え子から寄せられた応援のメッセージの全て

- 2 同年3月1日、実施機関は、本件請求のうちcについて、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月2日、実施機関は、本件請求のうちd、f並びにa、b、e、g、h、i、j、k、l及

びmについて、以下のとおり対応した。

- (1) dについて、条例第13条第1項の規定により、公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (2) fについて、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「請求の行政文書を作成も保存もしていない」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) a、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、「公開請求に係る対象文書の特定に当たり、確認対象となる行政文書が大量かつ多岐にわたることが見込まれ、当初の公開決定等の期限までに通知することで、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがある」との理由を付して、条例第14条第2項の規定により決定期間を延長し、審査請求人に通知した。

4 同月17日、実施機関は、本件請求のうちa、b、e、g、h、i、k、l及びm並びにjについて、以下のとおり対応した。

- (1) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材を除き、同教諭が自ら管理している全ての教材）について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「条例第2条第1項に該当していない。男性教諭が自ら管理している教材は、実施機関の職員が組織的に用いるために当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態として管理しておらず、行政文書とはいえない」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (2) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材）、b、e、g、h、i、k、l及びmについて、対応する行政文書を別紙のとおり特定し、条例第13条第2項の規定により、非公開決定を行い、「条例第8条第1項第4号に該当する。当該請求に係る行政文書は、人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) jについて、対応する行政文書として、「当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状」を特定し、条例第13条第1項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

ア 公開しないことと決定した部分

(ア) 原告の氏名、訴訟事件の番号等個人の特定につながる事項

(イ) 争訟事務に関する情報

イ 公開しない理由

(ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記録された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定につながり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関わる情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

(イ) 条例第8条第1項第4号に該当する。

実施機関が行う争訟事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼ

すおそれがある。

- 5 同年4月13日、審査請求人は、前記2の決定及び前記3（1）の決定を除く本件請求に係る4件の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し4件の審査請求を行った。

本答申は、前記第二の4（3）の部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という）について判断するものである。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、行政文書の公開範囲を拡大する」との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件決定の通知書では、公開しないことと決定した部分について、「原告の氏名」を挙げている。

しかし、〇〇新聞の報道にあるとおり、〇〇年に大阪府で教員の指導による生徒自殺事案があり、〇〇年〇〇月に地裁判決が出たものは〇〇高校に関するものであることは明らかであることと、報道によれば、当該男性教諭は〇〇年〇〇月に現高校に赴任した旨が書かれている。このことから、審査請求人が実施機関に対する情報公開請求によって入手した〇〇年と〇〇年の同校の教員名簿によって〇〇科（〇〇科）担当者を比較した結果、当該男性教諭（つまり原告）の氏名が「〇〇」であることが分かった。

よって、「原告の氏名」は既に判明したのだから、公開すべきである。

2 反論書における主張

既に実施機関が審査請求人に公開した行政文書によって原告の氏名が判明しているのだから、実施機関の弁明は失当である。

審査請求人が公開請求しているものは原告が作成した「訴状」であるため、「実施機関の訴訟代理人や職員による訴訟の見通し、実施機関の訴訟代理人から実施機関の職員に対する訴訟を遂行するに当たっての必要な資料の作成等の指示、対応策等」は全く書かれておらず、すなわち実施機関の意思や主張等は表明されていないものであるから、公開によって今後の争訟事務に影響を及ぼすことはない。よって、引用する答申も見当外れで不適切であるし、条例第8条第1項第4号にも該当しない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

第四の1について、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関わる情報であるとともに、現在係争中の文書である。

- (1) 条例では、個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないとされている。

当該文書を公開することにより、原告及び関係者の氏名等個人の特定につながり得る情報が記録されており、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

- (2) 当該内容は現在係争中であり、争訟事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当するものである。

加えて、非開示決定処分時に係争中であった民事訴訟に関する公文書の公開の是非が争われた事案において、静岡県情報公開審査会答申（平成19年7月23日付け静情審第15号）では、「本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書には、実施機関の訴訟代理人や実施機関の職員による訴訟の見通し、実施機関の訴訟代理人から実施機関の職員に対する訴訟を遂行するに当たって必要な資料の作成等の指示、将来の期日における主張立証の内容等が含まれており、これらの情報から、訴訟に対する県の方針、対応策等を知ることができる」とした上で、これらの情報が開示された場合には、「県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」と判断し、これらの情報の非開示性を認容している。

- (3) よって、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

本件決定は妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 対象文書の公開しないことと決定した部分について

当審査会において見分したところ、本件決定に係る行政文書（以下「対象文書」という。）について、条例第8条第1項第4号又は条例第9条第1号に該当するとして非公開とされた部分に記録されている情報は、次のとおりである。

- ・裁判所受付印
- ・訴状の提出先たる裁判所名
- ・原告の氏名、住所及び郵便番号
- ・原告訴訟代理人の印影並びに所属事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号
- ・「訴訟物の価額」及び「貼用印紙額」の金額
- ・「請求の原因」その他の原告の主張

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 対象文書は裁判所に提出された訴状であり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規律が適用されるものであるから、まず、同法と条例の関係について述べる。

憲法第82条は、裁判の公正性、透明性を実現するために、公開裁判の原則を定めており、これを受けて民事訴訟法第91条第1項は「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と、同条第3項は「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写（略）を請求することができる。」と規定している。

一方、条例に基づく行政文書公開請求は、前記1で述べたとおり、府の保有する情報は公開を原則とし、府民福祉の増進に寄与することを目的に「知る権利」を保障するもので、請求主体を限定せず、何人も行うことができるものとし（第6条）、公開は閲覧又は写しの交付（電磁的記録については、これらに準ずる方法）により行うこととしている（第18条第2項）。

民事訴訟法は公開裁判の原則の趣旨から訴訟記録の閲覧を、条例は「知る権利」の実現のために行政文書公開請求を、それぞれ認めており、その目的は異なること、訴訟記録の謄写と行政文書の写しの交付とでは請求できる主体に違いがあることから、行政文書公開請求に係る決定については、同法とは別に、条例に照らし違法不当な点がないかの判断を行うものとする。

(2) 条例第8条第1項第4号について

府又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。

このような支障を防止するため、同号は、

- ・ 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報（以下（2）及び（3）において「要件1」という。）

であって

- ・ 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下（2）及び（3）において「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

要件1の事務は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

要件2の「おそれのある情報」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず、具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

(3) 条例第8条第1項第4号該当性について

ア 審査請求人は、対象文書は当該男性教諭が作成した訴状であるため、実施機関の意思や主張等は表明されておらず、公開によって今後の争訟の事務に影響を及ぼすことはなく、条例第8条第1項第4号に該当しないと主張する。

一方、実施機関は、対象文書は現在係争中の事件の訴状であり、争訟の事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号の規定に基づき非公開とすることが妥当であると主張するので、以下検討する。

イ 争訟の事務に関する情報とは、訴訟又は行政不服審査法等に基づく不服申立てに直接使用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報をいうところ、「請求の原因」その他の原告の主張は訴状に記載されたものであるから、要件1に該当する。

ウ 条例が争訟の事務に関する情報を非公開とすることができるとしている趣旨は、府の機関又は国等の機関が一方の当事者となる争訟においては、争訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるためと解される。

争訟に係る行政文書からは当該争訟に対する府等の方針や対応等を窺い知ることができる。府の機関等が争訟を「相手方と対等な立場で遂行する」には、当該争訟の他方の当事者にその方針や対応等を知らしめるようなことはもとより、第三者からの影響や介入も回避する必要がある。必要的記載事項が「当事者及び法定代理人」及び「請求の趣旨及び原因」である訴状（民事訴訟法第134条第2項）に関しても、今後の訴訟の追行のことを考えれば、これらの事象を回避する必要があるといえる。

一般に、「請求の趣旨及び原因」には原告が認識する事実経過や法的解釈が記載されるところ、対象文書には、被告である実施機関が原告である当該男性教諭に対し教育公務員法特別法（昭和24年法律第1号）第25条第1項に規定する指導改善研修を命ずるまでの経緯や当該研修命令の違法性が、同教諭の考えるところに拠って記載されている。このような一方の当事者の主張が公にされると、実施機関の事務事業の執行に対する誤解や批判を招きかねず、また、第三者の介入を許すこととなる等、当該訴訟の方針、対応等の検討、遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そのおそれも具体的かつ客観的であり、法的保護に値する蓋然性があるといえ、要件2に該当する。

エ 以上により、「請求の原因」その他の原告の主張は条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

(4) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシー

ーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

ア 本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたものであり、

- ・ 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）（以下（4）及び（5）において「要件1」という。）

であって

- ・ 特定の個人が識別され得るもの（以下（4）及び（5）において「要件2」という。）

のうち

- ・ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下（4）及び（5）において「要件3」という。）

が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

要件1の情報は、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、要件2の情報には、当該情報のみによって直接特定の個人が識別されるものに加えて、他の情報と結び付けることによって間接的に特定の個人が識別され得るものを含むと解される。また、要件3の情報は、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

イ 更に同号は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報（以下（4）及び（5）において「要件4」という。）についても公開してはならない旨定めている。これは、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報については公開してはならないことを定めたものである。

例えば、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非公開とするものである。

（5）条例第9条第1号該当性について

実施機関は、対象文書には原告及び関係者の氏名等個人の特定につながり得る情報が記録されており、これらは条例第9条第1号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」であると主張するので、以下検討する。

ア 裁判所受付印

当審査会において見分したところ、これに記載されている情報は事件番号を特定し得るものであった。

事件番号は、各訴訟事件の識別を行うための番号として事件ごとに付与されるものであって、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められない。しかし、これが公にされれば、前記（1）で述べた民事訴訟法に基づく訴訟記録の閲覧請求が可能となり、結果、対象文書に記録された原告及び関係者の氏名等も明らかとなる。したがって、事件番号を特定し得る裁判所受付印は、間接的に特定の個人が識別され得る情報として、要件1及び要件2に該当する。

そして、訴えを提起したという事実は、一般的に社会通念上他人に知られることを望まな

い情報として、要件3に該当する。

以上により、裁判所受付印は条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

イ 訴状の提出先たる裁判所名

本件決定において公開とされた情報から、対象文書は大阪府を被告とする処分取消請求事件の訴状であることは明らかであるところ、その提出先は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条の規定により、大阪地方裁判所であることは明らかである。また、前記アの裁判所受付印と違い、裁判所名からは事件番号を特定し得ず、間接的にも特定の個人が識別され得る情報ではないことから、要件1及び要件2に該当しない。

以上により、訴状の提出先たる裁判所名は条例第9条第1号に該当せず、公開が妥当である。

ウ 原告の氏名、住所及び郵便番号

これらは個人識別情報そのものであり、要件1及び要件2に該当する。

そして、訴えを提起したという事実は、一般的に社会通念上他人に知られることを望まない情報として、要件3に該当する。

以上により、原告の氏名、住所及び郵便番号は条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

なお、審査請求人は、新聞報道を基に自身が実施機関に対して別途行った情報公開請求により入手した情報から原告の氏名は既に判明しているとして、本件請求に対しても公開すべきと主張するが、これは審査請求人が独自に探索、調査等をした結果知り得た情報であって、一般に公にされているものではなく、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。

エ 原告訴訟代理人弁護士の印影並びに所属事務所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号

これらは条例第8条第1項第1号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たり、条例第9条第1号の適用はない。

条例第8条第1項第1号該当性については、（6）で述べる。

オ 「訴訟物の価額」及び「貼用印紙額」の金額

訴訟物の価額は当該訴訟における原告の金額面での主張であり、貼用印紙額はその金額を類推させるものであり、いずれも原告個人の思想に関する情報として要件1に該当するが、原告の氏名等は非公開とされていることから、要件2には該当しない。

ところで、これらは、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる、訴訟の規模が明らかになる情報であるところ、対象文書が処分取消請求事件の訴状であることは、本件決定において公開とされた情報から明らかであり、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第4条第2項では、財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は160万円とみなすとされ、その場合の申立ての手数料は、同法別表第1の1の項の規定に従い計算すると1万3千円となる。このように、法律の規定に従って何人でも到達し得る情報であることから、要件4には該当しない。

以上により、「訴訟物の価額」及び「貼用印紙額」の金額は条例第9条第1号に該当せず、公開が妥当である。

カ 「請求の原因」その他の原告の主張

これらは、「請求の趣旨」にいう結論がどのような法律関係に基づくのかを特定する原因事実及び請求を理由付ける事実や関連する事実についての主張であり、これらは一体となつて原告個人の思想に関する情報であることから、要件1に該当する。

原告の氏名等は本件決定において非公開とされていることから、要件2には該当しないが、原告個人の人格と密接に関連する情報として、要件4に該当する。

以上により、「請求の原因」その他の原告の主張は条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

(6) 原告訴訟代理人弁護士の印影等の条例第8条第1項第1号該当性について

ア 事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨であり、

- ・ 法人（略）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「要件1」という。）

であって、

- ・ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「要件2」という。）

が記録された行政文書は公開しないことができる旨定めている。

要件2の「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいう。なお、次のような情報は「正当な利益を害する」と認められず、公開できる。

- (ア) 法令の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）
- (イ) 事業者が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報
- (ウ) 府が従来から慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も公表してもそれが事業者の正当な利益を侵害しないと認められるもの
- (エ) 事業者がPR等のため自主的に公表した資料から何人でも当該情報を知り得るもの
- (オ) 情報が加工、整理され、個々の事業者が識別できなくなっているもの
- (カ) 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金等の交付に関する情報で、生産技術上又は営業上のノウハウ等の部分を除いたもの
- (キ) 文書に押印された事業者の印影のうち、その使用範囲や内容等を総合的に考慮して、公開することにより当該事業者の正当な利益が害されるとは認められないもの

イ 原告訴訟代理人弁護士の所属事務所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号については、本件決定において公開とされた弁護士名をインターネットの検索エンジンに入力すると所属弁護士会のホームページで全て閲覧できる状態であることから、前記ア（エ）の情報として、条例第8条第1項第1号に該当せず、公開が妥当である。

ウ 原告訴訟代理人弁護士の印影については、そもそも弁護士の印章は厳密に管理されるものであるところ、その印影が情報公開請求に応じて何人にも公にされると、印章偽造等の不正使用を誘発し、契約書等の偽造が容易になる等、取引の安全を害し、事業を営む個人による

厳格な管理が意味をなさないものとなることから、要件1及び要件2に該当する。したがって、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開が妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

別紙

	実施機関が特定した行政文書の名称
a の一部	当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材
b	a のうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
e	当該男性教諭に発令した研修内容が分かるもの
g	当該男性教諭が c の遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
h	暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
i	当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
k	当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
l	遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容が分かるもの
m	教え子から寄せられた応援のメッセージの全て